

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程

(平成 18 年 7 月 14 日告示第 786 号)

改正 平成 19 年 1 月 19 日告示第 41 号

平成 21 年 1 月 16 日告示第 41 号

改正 平成 24 年 1 月 6 日告示第 3 号

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、森林整備事業の請負契約等を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「森林整備事業」とは、次に掲げる事業のうち、地<sup>ごしら</sup>拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業及び簡易施設（作業道、筋工、土留工等をいう。）の設置に係る事業をいう。

(1) 治山事業（保安林整備事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、山地治山事業、共生保安林整備事業及び特定流域総合治山事業をいう。）及びいわて環境の森整備事業

(2) 県有林事業

2 この規程において「森林整備事業の請負契約等」とは、前項第 1 号に掲げる事業の請負契約及び同項第 2 号に掲げる事業の委託契約をいう。

(資格の審査)

第 3 条 森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める指名競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(申請書の提出)

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

(1) 第 6 条第 1 項の規定により作成した名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者

(2) 営業又は事業の一部を譲渡した者

(3) 第9条第1項の規定により資格を取り消された場合において当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者

(資格基準等の公示)

第5条 知事は、資格基準を定めたとき、及び申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

(名簿の作成及び通知)

第6条 知事は、資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加するものとする。

2 前項の場合において、知事は、資格審査の結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第7条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失)

第8条 資格者が、政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する場合においては、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格（以下「資格」という。）を失うものとする。

(資格の取消し)

第9条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合

(2) 第3条第2項第2号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定に基づき資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第10条 知事は、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者のうちから行うものとする。

#### 附 則

1 この告示は、平成18年7月14日から施行する。

2 第6条第1項の規定により作成された最初の名簿の有効期間は、第7条の規定にかかわらず、平成19年度末までとする。

#### 附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行し、この告示による改正後の森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の規定は、平成19年度以後に作成さ

れる名簿の登載に係る資格の審査、申請書の提出及び資格の喪失並びに同年度以後に行われる指名競争入札の参加者の指名について適用する。

附 則

この告示は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。